

○津山圏域資源循環施設組合情報公開条例

平成21年10月9日

津山圏域資源循環施設組合条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、行政文書の開示等を請求する住民の権利を明らかにし、情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、住民の広域行政に対する理解と信頼を深め、もって住民参加の促進と公正で開かれた広域行政の実現に寄与することを目的とする。

(準用)

第2条 津山圏域資源循環施設組合の情報公開に関する事項については、津山市情報公開条例(平成11年津山市条例第2号)を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「津山市行政不服審査会条例(平成28年津山市条例第2号)に基づく津山市行政不服審査会」とあるのは「津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会条例(平成28年津山圏域資源循環施設組合条例第3号)に基づく津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会」と読み替えるほか、必要な技術的読替えについては、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年3月23日条例第3号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。